

## 介護職員の宿舎施設整備事業費補助金実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第14条の規定に基づき、介護職員の宿舎施設整備事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 目的

介護人材を確保するため、介護施設等の事業者が当該施設等に勤務する職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

### 第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、県及び市町村とする。

県は市町村又は事業者へ、市町村は事業者への補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

なお、市町村は、当該補助金の交付を受けて、取得し又は効用の増加した施設(以下「補助対象財産」という。)の財産処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する等)の把握に努めること。

補助対象財産の財産処分の事実を把握した際には、速やかに県へ報告を行い、必要な手続きを行うこと。

### 第4 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく市町村計画の作成

(1)市町村は「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第6条に基づき、地域医療介護総合確保基金を介護施設等整備事業で活用するにあたっては、同法第5条第1項に規定する市町村計画(以下「市町村計画」という。)を作成すること。

(2)市町村計画の計画期間は、原則1年間とする。なお、個別の事業の内容に応じて期間を複数年とすることも可能とする。

(3)市町村は、市町村計画における目標を達成すること等を目的として、必要に応じて、当該市町村計画の計画期間内に市町村計画の変更を行うことができるものとする。

市町村計画は、原則、市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図らなければならない。

ただし、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、後年度で予定している在宅・施設サービスを前倒しで整備を行う場合については、計画との整合性の確保を図ることが困難であるため、計画の変更まで求めるものではない。

(4)市町村計画を変更する場合には、あらかじめ地域の関係者の意見を反映させるために必

要な措置を講じるよう努めること。

なお、市町村計画を変更した場合には、知事の定める軽微な変更を除き、遅滞なく知事へ報告を行うこと。

(注) 軽微な変更とは次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 計画期間の範囲内において、工事の遅れ等に伴い、個別の事業の期間を変更する場合。

イ 市町村計画に位置づけられている個別の事業において、入札等により当該事業に要する費用の額が変更する場合。

ただし、個別の事業に要する費用の額のうち、基金が占める割合を増加させない場合に限る。

#### 第4 補助金の交付

この補助金の額は、交付要綱第3条より算出された額を県の予算の範囲内で交付するものとする。

ただし、事業が複数年度にまたがる場合は、当該年度の工事進捗率を乗じた金額を交付額とする。(進捗率は5%刻みで切り捨てで管理する)。

#### 第5 補助事業の内容

##### 1 補助事業の条件

(1) 事業が複数年度にまたがる場合の補助金額は、交付申請時点における進捗率から算出した金額を上限とする。

ただし、補助対象事業が、予算成立後の事由に基づき、事業の進捗率に変更が生じた場合や当該年度内に完了することができないと見込まれる場合に、翌年度への繰越を妨げるものではない。

(2) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舍の所在する市町村内の地域内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとする。

(3) 別紙5で設定した家賃等を増額する場合は、介護職員の宿舍施設整備事業費補助金に係る家賃等変更届出書(別紙9)により、事前に知事に届け出なければならない。知事に届け出ずに家賃等を増額した場合は、補助金の全額を県に返還させることがある。

(4) 設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

(5) 入居者については、補助対象施設に勤務する職員(職種は問わない。)でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲(定員規模の2割以内)において、当該職員の家族等や補助対象施設以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認める。

(6) 賃貸借した建物で整備を行う場合は、建物所有者と事業者間で締結する賃貸借契約書中に当

該補助金を活用して形成した資産の管理・所有は事業者であることを明記すること。

(7)土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

## 2 整備区分

交付要綱別表3(6)介護職員の宿舍施設整備事業の補助対象経費欄における「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舍を建設すること。 ※空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。 ※空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。
改修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

## 3 補助対象経費

交付要綱別表3(6)介護職員の宿舍施設整備事業の補助対象経費欄で定めるものであって、本補助金の交付決定後に事業に着手（入札、契約等）し、宿舍の整備にあたって必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とする。

4 次に掲げる事業又は経費は、本事業の対象としない。

- (1) 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了している場合。
- (2) 他の国庫負担（補助）制度により、既に国が当該事業の経費の一部を負担し又は補助している場合。
- (3) 土地の買収又は整地等事業者の資産の形成に要する場合。
- (4) 車庫又は倉庫の建設に要する場合。
- (5) 門、柵、塀などの外溝工事に要する場合。
- (6) 建物に固着しない設備や備品の購入等に要する場合。
- (7) その他事業として相当とは認められない場合。

5 次の各号に該当し、かつ、適正な施設サービスを提供することができないと認められるときは、本事業の対象としない。

- (1) 介護保険法が定める欠格事由に該当するために同法に基づく指定を受けることができないとき。
- (2) 本事業の事業者について、財政基盤の明確性又は経理処理若しくは財務管理の適正性が欠けていると認められるとき。
- (3) 本事業の事業者となる法人が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受け、当該処分期間中であるとき。
- (4) 本事業の事業者となる法人が当該施設等の経営を目的として新たに設立されたものである場合において、法人設立若しくは施設等整備に組織的に関与し、又は法人設立時の財産の過半を贈与するなど当該法人の設立について密接な関係を有する者又はその役員等が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けたとき、又は、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に基づき、県又は市町村から文書による指導、指示又は勧告を受けたにも関わらず、これに従わないとき。
- (5) その他、上記各号に相当するものと認められたとき。

6 交付対象者

交付対象者は、施設所在地及び施設規模に応じて、次のとおりとする。

(1) 定員30名以上の広域型施設等

交付対象者は施設所在地の政令指定都市又は中核市、それ以外の場合には事業者とする。

(2) 定員29名以下の地域密着型施設等

交付対象者は、市町村とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院については、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

## 7 補助対象施設

補助対象とする施設は、交付要綱「別表3 介護施設等整備事業の補助対象経費等」の「施設種別等」で掲げる施設をいう。

## 第6 提出書類

1 本事業の交付の申請にあたっては、交付要綱第4条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 介護職員の宿舎施設整備事業費補助金申請額算出内訳（別紙1-1又は別紙1-2）
- (2) 整備事業に係る基本情報（別紙2-1又は別紙2-2）
- (3) 建設用地の都市計画法・建築基準法以外の法令に基づく制限（別紙3）
- (4) 建設用地の地番・面積等（別紙4）
- (5) 家賃等の設定（別紙5）

2 本補助金の実績を報告するにあたっては、交付要綱第10条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 介護職員の宿舎施設整備事業費補助金精算額算出内訳（別紙6-1又は別紙6-2）
- (2) 整備事業に係る基本情報（別紙7-1又は別紙7-2）
- (3) 「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく整備状況について（介護職員の宿舎施設整備事業分）（別紙8）（市町村補助事業のみ）

### 附 則

この要領は、令和2年10月15日から施行する。